八　事業場の運営に責任を有する者の権限及び責任において、次に掲げる事項が文書により適切に定められており、及び当該文書に記載されたところに従い認定業務が実施されるものであること。

イ　航空機又は装備品等の安全性を確保するための業務の運営の方針に関する事項

ロ　航空機又は装備品等の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の体制に関する事項

ハ　航空機又は装備品等の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の方法に関する事項

（認定書の交付）

第三十三条　（略）

（認定の有効期間）

第三十四条　（略）

（限定の変更）

第三十五条　（略）

２　前項の承認は、変更に係る業務の能力が第三十二条の技術上の基準に適合しているかどうかを審査して行うものとする。

３　（略）

（業務の実施に関する事項等）

第三十六条　法第二十条第二項の国土交通省令で定める業務の実施に関する事項は、次のとおりとする。ただし、第三十二条第八号に掲げる事項を除く。

一～六　（略）

２～４　（略）

（技術上の基準）

第三十七条　法第二十条第三項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　前条第一項第一号の事項にあつては、第三十条の規定に従つて認定業務の能力及び範囲並びに限定が明確に定められていること。

二　前条第一項第二号から第四号までの事項にあつては、第三十二条第一号から第七号までに掲げる技術上の基準に適合していること。

三　前条第一項第五号の事項にあつては、第三十九条から第四十一条までの規定に従つて確認の業務を行うための方法が適切に定められていること。

（認定業務の運営）

第三十八条　（略）

（検査の確認の方法）

第三十九条　法第二十条第一項第一号又は第五号に係る認定業務を行う確認主任者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる検査を行うものとし、全ての検査事項が適切に行われ、かつ、当該検査の結果が記録されたことを確認したときは、その旨を証する書類に署名又は記名押印をするものとする。

認定業務の区分	確認をする検査
一　法第二十条第一項第一号に係る認定業務	法第十条第五項第四号、法第十三条第四項、法第十三条の二第四項、法第十八条第二項若しくは第四項、第十八条第二項第二号（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第二項第二号（第二十三条の五において準用する場合を含む。）又は第二十六条の四第二項（第二十六条の八において準用する場合を含む。）の設計後の検査

八　事業場の運営に責任を有する者の権限及び責任において、次に掲げる事項が文書により適切に定められており、及び当該文書に記載されたところに従い認定業務が実施されるものであること。

イ　航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の運営の方針に関する事項

ロ　航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の体制に関する事項

ハ　航空機又は装備品の安全性を確保するための業務の実施及びその管理の方法に関する事項

（認定書の交付）

第三十六条　（略）

（認定の有効期間）

第三十七条　（略）

（限定の変更）

第三十八条　（略）

２　前項の承認は、変更に係る業務の能力が第三十五条の技術上の基準に適合しているかどうかを審査して行うものとする。

３　（略）

（業務の実施に関する事項等）

第三十九条　法第二十条第二項の国土交通省令で定める業務の実施に関する事項は、次のとおりとする。ただし、第三十五条第八号に掲げる事項を除く。

一～六　（略）

２～４　（略）

（技術上の基準）

第三十九条の二　法第二十条第三項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　前条第一項第一号の事項にあつては、第三十三条の規定に従つて認定業務の能力及び範囲並びに限定が明確に定められていること。

二　前条第一項第二号から第四号までの事項にあつては、第三十五条第一号から第七号までに掲げる技術上の基準に適合していること。

三　前条第一項第五号の事項にあつては、第三十九条の四から第四十一条までの規定に従つて確認の業務を行うための方法が適切に定められていること。

（認定業務の運営）

第三十九条の三　（略）

（検査の確認の方法）

第三十九条の四　法第二十条第一項第一号又は第五号に係る認定業務を行う確認主任者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる検査を行うものとし、全ての検査事項が適切に行われ、かつ、当該検査の結果が記録されたことを確認したときは、その旨を証する書類に署名又は記名押印をするものとする。

認定業務の区分	確認をする検査
一　法第二十条第一項第一号に係る認定業務	法第十条第五項第四号、法第十三条第四項、法第十三条の二第四項、法第十七条の二第二項若しくは第四項、第十八条第二項第二号（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第二項第二号（第二十三条の五において準用する場合を含む。）又は第二十六条の四第二項（第二十六条の八において準用する場合を含む。）の設計後の検査